

**国際協力事業団
第1回設立委員会
議事録**

昭和49年6月18日

国際協力事業団設立委員会事務局



JICA LIBRARY



1078289141

20504

国際協力事業団第1回設立委員会

1. 会議開催の日時及び場所

日 時 昭和49年6月18日（火曜日）
午前11時6分～午前11時45分
場 所 外務省第760号会議室

2. 出席者氏名

（設立委員）

設立委員40名のうち39名が出席した。なお中山素平委員は
海外出張中のため欠席した。

内閣法制次長	真 田 秀 夫
法務事務次官	神 谷 尚 男
	(代) 香川保一 官房長
外務事務次官	東 郷 文 彦
大臣官房審議官	御 巫 清 尚
経済協力局長	鹿 取 泰 衛
領事移住部長	穂 崎 巧
大蔵事務次官	相 沢 英 之
	(代) 中橋敬次郎 官房長

文部事務次官	岩 間 英太郎
	(代) 笠木三郎 審議官
厚生事務次官	加 藤 威 二
	(代) 石野清治 官房長
農林事務次官	中 野 和 仁
農林經濟局長	岡 安 誠
通商産業事務次官	山 下 英 明
通商政策局長	和 田 敏 信
	(代) 森山信吾 經濟協力部長
運輸事務次官	内 村 信 行
郵政事務次官	溝呂木 繁
	(代) 浅見喜作 電氣通信監理官
労働事務次官	渡 辺 健 二
	(代) 中野光秋 管理課長
建設事務次官	大津留 温
自治事務次官	鎌 田 要 人
總理府總務副長官	宮 崎 清 文
行政管理庁事務次官	河 合 三 良
經濟企画庁事務次官	新 田 庚 一
	(代) 青木慎三 調整局長

科学技術庁事務次官	武 安 義 光 (代) 木 下 享 振興局長
環境庁事務次官	船 後 正 道 (代) 信 沢 清 官房長
日本銀行副総裁	河 野 通 一 (代) 山 中 鉄 夫 外国局長
経済団体連合会々長	土 光 敏 夫 (代) 糖 沢 和 夫 調査役
日本商工会議所会頭	永 野 重 雄
海外貿易開発協会々長	同 上 (代) 外 山 素 彦 専務理事
日本輸出入銀行総裁	澄 田 智
海外経済協力基金総裁	大 来 佐 武 郎 (代) 高 木 広 一 理事
全国銀行協会連合会々長	佐々木 邦 彦
日本貿易振興会理事長	原 吉 平 (代) 島 添 達 夫 理事
日本貿易会々長	水 上 達 三 (代) 京 本 善 治 常務理事

全国農業協同組合中央会々長	宮 脇 朝 男
	(代) 松村正治 常務理事
日本林業協会副会長	三 浦 辰 雄
海外技術協力事業団理事長	田 付 景 一
海外移住事業団理事長	柏 村 信 雄
海外移住審議会々長	福 田 久 雄
海外移住事業団運営審議会々長	安 東 義 良
海外農業開発財団理事長	岩 田 喜 雄

(設立委員以外の出席者)

次の者が出席した。

外務省領事移住部参事官	金 子 一 夫
外務省経済協力局参事官	菊 地 清 明
”	石 井 享
” 政策課長	柳 健 一
” 書記官	股 野 景 親
” 技術協力第一課長	熊 谷 直 博
” 技術協力第二課長	有 馬 竜 夫
” 事務官	内 田 勝 久

3. 議 題

- (1) 仮議長の選任の件
- (2) 設立委員会規程の承認の件
- (3) 委員長の選任の件
- (4) 委員長代理の指名の件
- (5) 設立委員会事務局長の指名の件
- (6) 総裁となるべき者の紹介の件
- (7) 事業団法に関する説明の件
- (8) 設立手続計画書の承認の件
- (9) 事業団目論見書の承認の件
- (10) 主たる事務所の所在地の件
- (11) 委任状の依頼の件
- (12) 次回会議の開催日時

4. 国際協力事業団第1回設立委員会の議事経過（概要）

国際協力事業団第1回設立委員会は、昭和49年6月18日開催されたが、その議事の経過の概要は、次のとおりであった。

(1) 開 会

午前11時6分、鹿取外務省経済協力局長が開会を宣した。

(2) 仮議長の選任

鹿取局長から、外務事務次官である東郷委員を仮議長に選任することを諮り、承認された。

(3) 設立委員会規程（案）の付議承認

仮議長（東郷委員）の求めにより、御巫外務大臣官房審議官が、国際協力事業団設立委員会規程（案）（別紙第2号）を読上げた後、仮議長（東郷委員）が原案の承認について諮った結果、全員異議なく承認された。

(4) 委員長の選任

仮議長（東郷委員）から設立委員会規程第3条第1項の規定に基づく委員長の選任について諮ったところ、真田委員から提案があり、東郷委員が全員一致の推挙によって、委員長に選任された。

設立委員会規程第5条の規定に基づき東郷委員が議長となり、議長席に就いた。

(5) 委員長代理の指名

議長（東郷委員長）は、設立委員会規程第3条第3項の規定に基づき、委員長に事故ある場合の委員長代理として、外務省経済協力局長の鹿取委員を指名した。

(6) 設立委員会事務局長の指名

議長（東郷委員長）は、設立委員会規程第9条の規定に基

づき、事務局を設けることとし、その事務局長として外務大臣官房審議官の御巫委員を指名した。

(7) 総裁となるべき者の紹介

議長（東郷委員長）から、6月11日事業団の総裁となるべき者として、法眼晋作氏（外務省顧問）が外務大臣によって指名された旨を説明し、同氏を紹介した。

法眼氏は簡単な挨拶を行なった。

(8) 外務大臣挨拶

大平外務大臣から別添第1号のような要旨の挨拶があった。

(9) 事業団法に関する説明

議長（東郷委員長）の求めにより、御巫事務局長から国際協力事業団法の内容、同法附帯決議について説明（説明内容については別添第6号参照）があった。

(10) 設立手続計画書の付議承認

議長（東郷委員長）の求めにより、御巫事務局長が設立手続計画書（別添第3号）の内容について説明を行なった後、議長（東郷委員長）から、これの承認を求めたところ全員異議なく、これを承認した。

(11) 事業団目論見書（案）の付議承認

議長（東郷委員長）の求めにより、御巫事務局長が事業団目論見書の原案（別添第4号）の内容について説明（説明内容については別添第6号参照）を行なった後、議長（東郷委員長）から、これの承認について諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

(12) 主たる事務所の所在地について

議長（東郷委員長）の求めにより、御巫事務局長から主たる事務所は事京都に置くも、具体的な場所等については検討中である旨の説明があった。

(13) 委任状の依頼について

議長（東郷委員長）から事業団設立に関して設立委員の行うべき事項である (1)事業団法 付則第3条2項の規定により政府に対し出資金の払込みを求めること、(2)同条3項の規定により総裁となるべき者に事務の引継ぎをすること、(3)同法付則第8条2項の規定により外務大臣及び通商産業大臣に対し海外貿易開発協会からの承継に関することの認可を申請することの各項について、設立事務を円滑に処理するため各委員の権限を委員長に一任されたい旨諮った結果、全員異議なくこれを承認し、委員長に対して各委員より別添第5号の委任状を提出することとなった。

(14) 次回会議の開催日時について

議長（東郷委員長）から、次回会議は7月25日（木曜日）に開催の予定であるが時間等については追って案内したい旨の説明があった。

(15) 閉 会

議長（東郷委員長）は午前11時45分閉会を宣し、ここに第1回設立委員会の議事を終了した。

上記議事録の内容が真正であることを証するため次の者が署名捺印する。

昭和49年6月18日

国際協力事業団設立委員

⑩

国際協力事業団設立委員

⑩

別添第 1 号

国際協力事業団第 1 回設立委員会における
外務大臣挨拶

昭和 49 年 6 月 18 日

本日は皆様御多忙中のところ御出席下さいまして誠に有難うございます。

国際協力事業団の設立に関しましては、かねてから皆様方の御協力をいただいておりますが、同事業団法案は先日終了いたしました第 72 通常国会を無事通過し、5 月 31 日公布施行の運びとなりました。私共外務省といたしましてはこの法律の主管官庁として、目下全力をあげて諸般の準備を進めておりますが、この事業団の設立上の具体的な問題について皆様方の御協力を得るため、今般この法律の規定に基づき設立委員をお願いした次第であります。何とぞよろしくお願いいたします。

御承知のとおり、世界の平和と繁栄のためには開発途上地域等の発展と安定が不可欠な要件であり、このための協力は国際社会全体の負うべき責務であります。わが国といたしましては、かねてからこのような認識に基づき、わが国の重要外交施策の一つとしてこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする各種の施策を推進いたして参りました。

かかる折柄、従来の国際協力のための体制の強化を図るべく、各方面の期待を集めて発足することとなったこの事業団が、今後わが国の国際協力推進の中核として果たさなければならない役割はまことに大きなものがあります。最近の資料によりますと、昭和48年のわが国の経済協力総額は58億4,420万ドル、そのGNPに対する比率は1.42%に達し、またその中における政府開発援助は、10億1,100万ドル、そのGNPに対する比率は0.25%を占めるにいたっております。この背景には民間の海外投資の活発化等の要因が考えられますが、今後の課題としては、わが国の政府の手による経済協力はもとより民間の力による経済協力についても、これらが相手国との協調融和と互惠の精神に基づき、相手国の経済及び社会開発と民生の安定に十分貢献するよう、一層の努力を払うことであると考えます。この意味からも政府の手による経済技術協力と民間の力による経済協力の連携の強化をひとつの狙いとして設立される本事業団に対する期待には大きなものがあります。

本事業団がよくその使命を果し、わが国の国際協力の将来に豊かな新天地を開くこととなりますよう、皆様方はじめ各方面の御支持と御協力をお願いする次第であります。

国際協力事業団設立委員会規程（案）

第1条 国際協力事業団（以下「事業団」という。）の設立に関する事務を処理するため、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号）付則第3条に規定する設立委員（以下「委員」という。）をもって、国際協力事業団設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

第2条 次に掲げる事項は、委員会の議決により決定するものとする。

- (1) 出資金の払込申請
- (2) 海外貿易開発協会からの権利及び義務の引継ぎに関する事項
- (3) その他必要な事項

第3条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2. 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
3. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第4条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第5条 委員長は会議の議長となり、議事を総理する。

第6条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、
可否同数のときは議長が決する。

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を
会議に出席させて、意見を述べ、又は説明をさせることがで
きる。

第8条 議長は、会議の議事録を作成するものとする。

2. 議事録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 会議の開催の日時及び場所

(2) 出席者氏名

(3) 議 題

(4) 議事の経過及びその結果

第9条 委員会の庶務を処理させるため、委員会に事務局を置
き、その組織、運営については、委員長が定める。

第10条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し、
必要な事項は、委員長が定める。

国際協力事業団設立手続計画書

1. 昭和 49 年 6 月 18 日（火）
第 1 回設立委員会の開催
設立委員会事務局の発足
2. 昭和 49 年 7 月 13 日（土）
国際協力事業団法附則第 8 条第 1 項の規程に基づき海外貿易
開発協会からの承継に関する設立委員に対する申し出で。
3. 昭和 49 年 7 月 16 日（火）
前項の申し出でに伴い附則第 8 条第 2 項の規程による外務大
臣及び通商産業大臣に対する認可申請。
4. 昭和 49 年 7 月 22 日（月）
政府出資金の払込み申請
5. 昭和 49 年 7 月 25 日（木）
第 2 回設立委員会開催
6. 昭和 49 年 7 月 29 日（月）
政府出資金（40 億円）の払込み（予定）及び設立委員長か
ら総裁となるべき者に設立事務引継ぎ。
7. 昭和 49 年 8 月 1 日（木） 設立登記

国際協力事業団目論見書（案）

1. 目的

国際協力事業団（以下「事業団」という。）は、開発途上地域に対する技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の円滑な供給を図り、これとあわせて技術を提供する等の業務を行い並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的としている。

2. 事務所

事業団は主たる事務所を東京都に置くものとする。また、事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

3. 資本金

事業団の当初資本金は、全額政府出資によるものであり、(イ)49年度予算に事業団のためとして予定されている出資金40億円、(ロ)海外技術協力事業団から承継される資本金（49年度

分を含む) 37億1,200万円、(イ)海外移住事業団から承継される資本金(49年度分を含む。)72億996万3,570円、(ロ)日本貿易振興会の資本金から減資して引継がれるもの(49年度分を含む。)74億5,000万円の合計額223億7,196万3,570円である。

なお、政府は、必要があると認める時は、事業団に追加して出資することができる。

4. 役員

事業団に役員として総裁1人、副総裁2人、理事12人以内及び監事3人以内を置くものとする。

5. 設立年月日

事業団の設立期日は、昭和49年8月1日を目途とする。

6. 事業計画

(1) 資金的基礎

事業団の当初資本金については上記のとおりであるが、事業団の昭和49年度の予算規模は、事業団設立に伴ない予定されている出資金40億円と交付金10億円に加え、事業団に承継が予定されている海外技術協力事業団のための昭和49年度出資金4億7千万円、交付金等165億円、海外移住事業団のための昭和49年度出資金4億5千万円、交付金

26億円及び日本貿易振興会から海外貿易開発協会へ昭和49年度に貸付けが予定されている23億5千万円の合計273億7千万円である。しかし事業団が成立するのは、昭和49年度開始後であるから、承継される事業団等の予算は、当該事業団等が事業団成立までに支出した額を差し引いた金額となるので、事業団の予算は上記の合計額より少なくなる。

(2) 事業の計画

事業団は、国際協力事業団法にもとづき昭和37年に設立された海外技術協力事業団と昭和38年に設立された海外移住事業団との業務を引継ぐほか、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するための新規の業務を行う。このことは、これらの業務が相互に深い関連を有している点にかんがみ、これらをひとつの特殊法人の下で一体的に実施しようとするものであり、これによりわが国の国際協力に関する事業の効率を一層高め、かつ従来必ずしも十分に行いえなかった政府ベース協力と民間ベース協力の連携の強化、あるいは資金協力と技術協力の一体的結びつきの確保に資することとする。

(1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力

これは従来海外技術協力事業団が行っていた業務より

日本青年海外協力隊に関する業務を除いたもので、具体的には、研修員受入事業、専門家派遣事業、開発調査事業、海外技術協力センター事業、機材供与事業、医療協力事業、農業協力事業、開発技術協力事業等である。

これらの技術協力は、経済社会開発の主要な推進力である人的資源を開発し、技術水準を向上させ、また、貧困と疾病に悩む人々の民生安定と福祉に貢献するとともに人と人との交流を通じて行われるため国際間の友好・親善に寄与するという効果もあわせ持っている。

(e) 条約その他の国際約束に基づく青年の海外協力活動

これは、従来、海外技術協力事業団の技術協力の中の人員の派遣の一形態として行われていたものであるが、この協力活動は派遣される青年が技術をもって協力するという意味で技術協力の役割を果たすものであると同時に、開発途上地域において住民の福祉向上等のために住民と一体となって奉仕活動を行いたいという青年の純粋な意思に基づく活動であるとの性格を有している。従って事業団は、このような協力活動の独特の性格に着目し、これをひとつの独立の業務として位置づけ積極的に推進して行くこととする。

(f) 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の

開発に協力するために必要な資金の円滑な供給を図り、あわせて技術協力を提供する等の業務。

(1) 関連施設の整備に必要な資金の貸付、又は債務保証

事業団は、開発途上地域における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、衛生、生活環境等に係る施設の整備事業、あるいは開発途上地域における農林業若しくは鉱工業に係る開発の事業に付随して必要となる関連施設の整備に必要な資金の貸付け、又は債務の保証を行う。

この関連施設は、具体的には、道路、諸上下水道、灌漑施設等あるいは開発事業に従事する者のための宿舎、診療所またはその子弟のための学校等が考えられるが、いずれにしてもこれら施設が開発事業自体の実施にとって必要であり、周辺地域の経済社会開発の発展や住民の福祉向上に役立つものでなければならない。

更に、事業団が関連施設の整備に必要な資金の貸付け、債務保証を行うためには、開発事業本体に対して日本輸出入銀行、海外経済協力基金、事業団等からの資金の貸付け、債務保証又は出資があり、かつ当該関連施設の整備については、日本輸出入銀行、海外経済協力基金等からの貸付け、又は債務保証を受けることが困難であると

認められることが必要である。

(ii) 試験的事業等に必要な資金の貸付け、債務保証又は出資

事業団は、開発事業のうち試験的に行われる事業であって技術の改良又は開発と一体として行わなければ達成が困難であると認められるもの、及びこれに準ずる事業として特に定められた事業に必要な資金の貸付け、若しくは債務保証又は出資を行うが、これは当該試験的事業等につき日本輸出入銀行、海外経済協力基金から貸付け等を受けることが困難と認められる場合である。

なお試験的事業等には石油（オイルサンド及びオイルシェールを含む）、可燃性天然ガス及び金属鉱物にかかる鉱業並びに工業に係るものは除外されている。

(iii) 施設等整備事業の受託

事業団は、条約その他の国際約束に基づき、開発途上地域の政府又は地方公共団体その他の公共団体からの委託を受けて、当該開発途上地域の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に資する施設等の整備事業を行う。かかる施設等整備事業は、当該開発途上地域及びわが国に当該事業を行う適当な事業主体がない場合に限って行

うものであり、かつ、施設等整備、即ち施行の段階までのものとし、整備後の生産活動や事業の運営、管理を含むものではない。具体的事業の種類は特別に定めることとしている。

施設等整備事業は、事業団が開発途上国の領域内で直接事業を行うものである以上、事業団としても特に当該国の中央政府の意向を尊重して行うこととする。

(v) 調査及び技術の指導

事業団は、関連施設の整備事業、試験的事業等に対しては資金を供給すると同時に、これらの事業等に必要な調査及び技術の提供を併わせて行い、資金と技術の一体的な結びつきを図ることとしている。また事業団は、施設等整備事業についても必要な調査及び技術の提供を行う。

更に事業団は、余裕のある場合には、開発事業に従事する本邦法人（本邦法人が出資している外国法人を含む）または本邦人からの要請に基づき当該開発事業に必要な技術の指導を行う。

(vi) 移住者の援助及び指導その他海外移住の円滑な実施に必要な業務

これは、従来海外移住事業団が実施してきた業務である。本来、海外移住は、わが国から他国への移住を志す人々がその幸福追求の手段のひとつとして自らの意思により行う行為であるが、併わせて移住者が直接又は間接に移住地及びその周辺をも含めた地域全体の経済及び社会の発展に寄与しており、全体として国際協力の重要な役割を果たしている。事業団の業務の一環としたものである。

事業団は、現地業務として、移住者の営農・生活指導、移住地の環境整備、融資業務、雇傭農移住者の独立対策、移住地別対策等、また国内業務として啓発及び移住相談、訓練・講習の実施、研修生受け入れ、農業者・技術者・企業者移住のあっせん等を行なう。

(4) 人員の養成・確保

事業団は、条約その他の国際約束にもとづく技術協力、社会開発、農林業及び鉱工業の開発の業務の遂行に必要な技術者の養成及び確保を行う。

(3) 運営審議会

事業団の業務の運営に関する重要事項を審議するため、総裁の諮問機関として40人以内の委員よりなる運営審議会を設ける。委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経

験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて総裁が任命する。

別添第5号

昭和49年6月18日

委 任 状

国際協力事業団設立委員

私は、国際協力事業団設立委員として、国際協力事業団法附則第3条第2項の規定により政府に対し出資金の払込みを求めること、同条第3項の規定により総裁となるべき者に事務の引継ぎをすること及び附則第8条第2項の規定により外務大臣及び通商産業大臣に対し財団法人海外貿易開発協会からの承継に関することの認可を申請することの権限を下記の者に委任します。

記

国際協力事業団設立委員長

国際協力事業団第 1 回設立委員会速記録

昭和 4 9 年 6 月 1 8 日

午前 1 1 時 6 分開会

鹿取局長 本日は、御多忙中のところを御出席くださいますて
ありがとうございます。

これより国際協力事業団第 1 回設立委員会を開催いたします。

初めに大平大臣のごあいさつがある予定でございましたけれど
も、いまこちらへ参る途中でございますので、仮議長の選任から
始めたいと思います。

仮議長の選任

鹿取局長 それでは、仮議長の選任に移りたいと思います。

東郷外務事務次官にお願いしたいと思いますが、御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鹿取局長 御異議がなければ東郷事務次官に仮議長をお願いい

たします。

〔東郷事務次官、議長席に着く〕

東郷仮議長 私が仮議長に選任されましたので、議事を進めさせていただきます。

後刻、大臣が見えましたら大臣のごあいさつをお願いいたします。

設立委員会規程の承認

東郷仮議長 お手元にお配りしました会議次第に従いまして、まずその４、設立委員会規程の御審議をお願いいたします。御座審議官から御説明願います。

御座審議官 お手元の資料の第３番目に、「国際協力事業団設立委員会規程（案）」というのがお配りしてございます。簡単なものでございますから一応読み上げさせていただきます。

国際協力事業団設立委員会規程（案）

第１条 国際協力事業団（以下「事業団」という。）の設立に関する事務を処理するため、国際協力事業団法（昭和４９年法律第６２号）付則第３条に規定する設立委員（以下「委員」という。）をもって、国際協力事業団設立委員会（以下「委

員会」という。)を組織する。

第2条 次に掲げる事項は、委員会の議決により決定するものとする。

(1) 出資金の払込申請

(2) 海外貿易開発協会からの権利及び義務の引継ぎに関する事項

(3) その他必要な事項

第3条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2. 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第4条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第5条 委員長は会議の議長となり、議事を総理する。

第6条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べ、又は説明をさせることができる。

第8条 議長は、会議の議事録を作成するものとする。

2. 議事録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 会議の開催の日時及び場所

(2) 出席者氏名

(3) 議 題

(4) 議事の経過及びその結果

第9条 委員会の庶務を処理させるため、委員会に事務局を置き、その組織、運営については、委員長が定める。

第10条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

以上がこの規程でございますが、これにつきまして別に御説明を加える事項もないと思いますので、これをおはかりいたしたいと思います。

東郷仮議長 ただいまの原案につきまして何か御意見がございますか。御意見がなければ御承認を得たものといたします。

委員長の選任

東郷仮議長 では次に、会議次第5、委員長の選任に移りたいと思います。

ただいま御承認いただきました委員会設山規程第3条第1項に基づいて委員長を選任したいと思います。

真田委員 ただいま承認になりました委員会規程によりますと、委員長は委員の互選によって選任することになっておりますけれども、この際、互選の手続を簡略いたしまして、外務次官である東郷委員に委員長をお願いしたらいかかと思しますので、そのことを提案したいと思います。

東郷仮議長 ただいまの御提案に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

東郷仮議長 では、私が委員長に選任されたものといたしますが、委員会規程第5条により、これから議長として、引き続き議事を進めたいと思います。

委員長代理の指名

東郷議長 次に、会議次第6、委員長代理の指名でございます。

委員会規程第3条第3項によりまして、委員長代理として外務省経済協力局長である鹿取委員を指名したいと存じます。

鹿取委員長代理 よろしくお願いいたします。

設立委員会事務局長の指名

東郷議長 次の設立委員会事務局長の指名に移ります。

規程第9条により事務局を設けることといたしたく、その事務局長として官房審議官の御巫委員を指命いたします。

御巫事務局長 よろしくお願いいたします。

総裁となるべき者の紹介

東郷議長 では次に、会議次第8、総裁となるべき者の紹介
去る6月11日に新事業団の総裁となるべき者として、外務省顧問法眼晋作氏が外務大臣によって指名されました。法眼氏を御紹介申し上げます。

〔拍手〕

法眼総裁 ただいま御紹介いただきました法眼でございます。

本月11日に、私は外務大臣から、発足すべき国際協力事業団の総裁たるべき者として指名を受けました。本委員会の御審議の結果、本事業団が成立いたします際には、私は、国際協力事業団法の目的と趣旨に従って全力を尽くしたいと考えております。

以上、私の決意を披瀝いたしまして、ごあいさつにかえたいと思います。ありがとうございました。〔拍手〕

東郷議長 どうもありがとうございました。

大臣も問もなく見えるようでございますので、ここでちょっと休憩させていただきます。

午前 11 時 13 分休憩

午前 11 時 15 分再開

東郷議長 では、再開いたします。

外務大臣あいさつ

東郷議長 大平外務大臣から一言ごあいさつをお願いいたします。

大平外務大臣 本日、各位におかれましては、御多忙のところ御出席を賜わりましてたいへんありがとうございます。

国際協力事業団の設立に関しましては、かねてから各位の御協力をいただいておりますが、同事業団法は先日終了いたしました第 72 通常国会におきまして無事通過、成立いたしまして、5 月 31 日公布施行の運びとなりました。私ども外務省といたし

ましてはこの法律の主管官庁として、目下全力をあげて準備を進めておりますが、この事業団の設立上の具体的な問題につきまして皆さま方の御協力を得るため、今般この法律の規定に基づきまして設立委員をお願いした次第でございます、お引き受けをいただきましてたいへんありがとうございました。

御承知のとおり、世界の平和と繁栄のためには開発途上地域等の発展と安定が不可欠の要件でございますし、このための協力は国際社会全体の負うべき責任であることも申すまでもございません。わが国といたしましては、かねてからこのような認識に基づきまして、わが国の重要外交施策の一環としてこれらの地域の経済、社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする各種の施策を推進してまいりましたことは御案内のとおりでございます。

かかるおりから、従来国際協力のための体制の強化をはかるべく、各方面の期待を集めまして発足いたすこととなりましたこの事業団が、今後わが国の国際協力推進の中核として果さなければならぬ役割りはまことに重大なるものがあると思うのでございます。最近の資料によりますと、昭和48年のわが国の経済力総額は58億4千4百20万ドル、そのGNPに対する比率は1.42%に達し、またその中における政府開発援助は10億1千

100万ドル、そのGNPに対する比率は0.25%を占めるに至っております。今後の課題としては、わが国の政府の手による経済協力はもとより民間の力による経済協力についても、これらが相手国との協調融和と互惠の精神に基づきまして、相手国の経済、社会の発展と民生の安定に十分貢献いたしますよう、一その努力を払いたいと考えております。この意味からも政府の手による経済技術協力と民間の力による経済協力の連携の強化をひとつのねらいとして設立されます本事業団に対する期待には、内外大きなものがあると考えております。

本事業団がよくその使命を果たして、わが国の国際協力の将来に豊かな新天地を開くことになりますよう、皆さま方はじめ各方面の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。

東郷議長 どうもありがとうございました。

では、議事を続けます。

事業団法に関する説明

東郷議長 会議次第9、事業団法に関する説明に入ります。御巫事務局長から御説明願います。

御巫事務局長 お手元にお配りいたしました資料の第5番目に

に、国際協力事業団法と印刷された資料がございますので、これに基づきまして簡単に国際協力事業団法の内容を御説明申し上げます。

この法律は、本年の2月15日の閣議決定を経まして、2月18日に第72通常国会に提出されまして、4月4日から衆議院外務委員会で審議が始められました。衆議院を通過いたしましたのが5月14日、同日から参議院外務委員会の御審議が始まりまして、参議院本会議を通過いたしましたのが5月27日でございます。その後公布の上奏の手續を経まして、公布施行されましたのが昭和49年5月31日でございます、本年の法律第62号という番号がついております。

お手元の資料の中で、通常の事業団とか公団とかいうものと同じような形の法律になっておりますので、ごくあたりまえのようなことがたくさん書いてございますが、特にごらんいただきたいのは、第1章「総則」、第1条「(目的)」というところがまず第1でございます。ここに書いてございますように、「国際協力事業団は、開発途上にある海外の地域」 開発途上地域というわけでございますが、これに対する「技術協力の実施及び青年の海外協力活動の促進に必要な業務を行い、」というのが第1番目の目的となっております。これは従来から海外技術協力事業団がや

ってまいりました事業をほとんどそのまま継承する形となっております。さらにまた「開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力する見地からこれらの開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び海外経済協力基金から供給を受けることが困難なものについてこの円滑な供給を図り、これと併せて技術を提供する等の業務を行い、」というのが第2番目の目的になっております。これがこの事業団の新しい事業の形でございます、これにつきましては後にまた「(業務の範囲)」というところでもう少し詳しく御説明できると思います。さらに第3番目といたしまして、「中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行い、」ということになっておりますが、これは従来から海外移住事業団がやってまいりました仕事をほとんどそのまま引き継ぐという形でございます。こういう3つの仕事を行なうことによりまして「これらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資すること」がこの事業団の目的であるということが定められております。

で、国際協力事業団は法人でございます、東京都に事業団の主たる事務所を置くほか、若干の場所には外務大臣の認可を得て従たる事務所を置くというようなことになっております。

役員といたしましては、第8条に書いてございますように、「事

業団に、役員として、総裁 1 人、副総裁 2 人、理事 12 人以内及び監事 3 人以内を置く。」ことになっておりまして、そのほかに非常勤の理事 6 人以内が置かれますが、その非常勤理事の中のお 2 人は、第 10 条に掲げられましたように、1 人は日本輸出入銀行の理事の中から、もう 1 人は海外経済協力基金の理事の中からお選び願えるようお願いするということになっております。

さらに先ほどの目的をもう少し詳しく書きましたのが第 4 章「業務」、第 21 条「(業務の範囲)」というところがございます。第 1 項第 1 号は、従来の海外技術協力事業団がやっておりました事業の中から、青年海外協力隊の事業というものを抜きまして、その残りを全部ほとんどそのまま書きあらわしてございます。第 2 号業務は、ただいま除きました青年協力隊の業務を書きあらわしてございます。これは従来青年協力隊の活動というものにつきまして必ずしもはっきりした法律上の規定がございませんでしたのを、この際ここではっきりと書き改めて、海外におけるわが国の青年の活動を促進したいということをお願いしたものでございます。

第 3 号の業務が、先ほど申し上げました新しい業務でございますが、その中にイ、ロ、ハ、ニ、ホというふうに項目が分かれています。第 1 番目のイ号の業務は、いわゆる周辺インフラと称

せられるものでございまして、開発事業というものに付随して必要となる関連施設で、周辺の地域の開発に資するものの整備に必要な資金を貸し付けたり、借り入れ保証、債務保証をするということが掲げられております。

第2番目には、いわゆる試験的業務と称せられるもので、どうしても試験的にやらなければならない技術の改良、開発というものを伴うような事業に対しまして、この事業団から資金を貸し付け、または債務保証を行ない、または投資をすることができるということが書いてございます。

八号は、受託業務といわれておりますものでございまして、条約その他の国際約束に基づきまして、開発途上地域の政府または地方公共団体その他の公共団体からの委託があった場合には、当該開発途上地域の社会の開発並びに農林業、鉱工業の開発に資する施設等の整備事業をみずからこの事業団が行なうということでございます。

2号とホ号とは、それぞれそれらのための調査、技術指導というようなことが掲げられてございます。

4号業務は、従来海外移住事業団が行なってきた事業をほとんどそのまま書きあらわしたものでございます。

第5号業務は、これらの業務に必要な人員の養成、確保という

ことが定められておりまして、これが今後わが国の技術協力、あるいはこの事業団の業務のために必要な非常に大きな仕事でございますが、できるだけたくさんの人員を確保し、養成してまいりたいというふうに考えた結果、ここに5号として特記されたわけでございます。

6号、7号は、通常ございます附帯業務、目的達成業務、7号のためには主務大臣の認可が必要であるということでございます。

第22条で、それらの業務を行ないます場合のいろいろの制限が掲げられております。

それらのことがございまして、結局この事業団は、第38条、監督というところに書いてございますように、主務大臣が監督するということになっておりまして、その主務大臣の定義は、第43条「この法律における主務大臣は、次のとおりとする。」ということで、外務大臣から、外務大臣及び農林大臣、それから外務大臣及び通商産業大臣ということが規定されてございます。

以下、附則がありまして、大体この法律ができていますわけですが、この際申し上げておきたいことは、この法律が衆議院外務委員会におきまして、5月の10日に可決されました際に附帯決議が付せられております。

その附帯決議は、この法律の末尾にタイプで打ったものとして

添付されてございます。お読みいただければわかるわけですが、こういう法律、事業団を新しくつくるからには、わが国の国際協力ということの目的を十分に考えてやっていくように、関係各省が十分に連絡をとってやっていくように、またそこで働いておる職員については、2つの事業団が合体するという形をとりますものですから、その処遇についても、不利益なことがないように、適切な処置をとれということが附帯決議となっております。

参議院におきましては、5月21日にこの法案が可決されました際の討論の中において、これと同様の趣旨のことが述べられ、附帯決議を付することなく通過されておりますが、同様の趣旨が討論で述べられておるということを申し添えさせていただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

東郷議長 ただいまの事務局長の説明に何か御意見、御質疑はございませんですか。なければ、次の議題に移りたいと思っております。

設立手続計画書の承認

東郷議長 会議次第の10番、事業団の設立手続計画書の承認につきまして、案を事務局長から説明願います。

御巫事務局長 お手元の資料の中に、4番目に、設立手続計画書というふうに書いてございますが、一枚紙で、簡単なものでございますので、これを読み上げさせていただきます。

国際協力事業団設立手続計画書

1. 昭和49年6月18日(火)
第1回設立委員会の開催
設立委員会事務局の発足
2. 昭和49年7月13日(土)
国際協力事業団法附則第8条第1項の規程に基づき在外貿易
開発協会からの承継に関する設立委員に対する申し出で
3. 昭和49年7月16日(火)
前項の申し出でに伴い附則第8条第2項の規程による外務大
臣及び通商産業大臣に対する認可申請
4. 昭和49年7月22日(月)
政府出資金の払込み申請
5. 昭和49年7月25日(木)
第2回設立委員会開催
6. 昭和49年7月29日(月)

政府出資金（４０億円）の払込み（予定）及び設立委員長から総裁となるべき者に設立事務引継ぎ

7. 昭和４９年８月１日（木） 設立登記

こういう手順で設立をいたすべく計画をいたしておりますので、これをおはかりいたしたいと思います。

東郷議長 何か御意見はございませんか。御意見がなければ、本計画書の承認を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

東郷議長 では、承認を得たものといたします。

事業団目論見書の承認

東郷議長 次に、会議次第第１１、事業団目論見書の付議承認に移ります。

御巫事務局長 お手元に同じく、国際協力事業団目論見書（案）というものがお配りしてございます。

これは、先ほど御説明申し上げました事業団法と相当の部分重複しておりますので、ごく簡略化して申し上げさせていただきたいと思います。

第１番目の目的は、先ほど申し上げました法律の目的とほとんど

ど同じことが書いてございます。

事務所といたしましては、主たる事務所を東京都に置くものとして、また外務大臣の認可があれば、必要な地に従たる事務所も置くことができるようにしたいということでございます。

資本金といたしましては、法律の規定にございますように、(イ)と書いてございます、49年度予算に事業団のためとして予定されている出資金の40億円、そのほかに、法律では、附則の規定に基づき云々と書いてございますところを、やや詳細に申し上げますと、(ロ)海外技術協力事業団から承継される資本金(49年度分を含む)37億1千200万円、(ハ)海外移住事業団から承継される資本金(49年度分を含む)72億996万3千570円、(ニ)日本貿易振興会の資本金から減資して引き継がれるもの(49年度分を含む)74億5千万円の合計額、2百23億7千196万3千570円、これが最初の資本金となるものでございます。さらに必要があるときは、政府は、事業団に追加して出資することができることになっております。

役員といたしましては、先ほど法律の中で御説明したとおり、総裁1人、副総裁2人、理事12人以内及び監事3人以内を置くものといたします。

設立年月日は、先ほど、計画手続のところでも申し上げましたよ

うに、昭和49年8月1日を目途として設立いたしたいと存じて
おります。

6番目に、この事業団の事業計画でございますが、資金の基礎
といたしましては、事業団の当初の資本金は先ほど申し上げたと
おりでございますが、その第一番目の、40億の出資金に加えま
して、交付金の10億円というものがございまして、そのほかに、
事業団に承継が予定されております、海外技術協力事業団のため
の昭和49年度の出資金、交付金、海外移住事業団のための昭和
49年度の出資金、交付金、それから日本貿易振興会から海外貿
易開発協会へ49年度に貸付を予定されております43億円余、
そういうものを全部合計いたしまして、273億7千万円がこの
事業団の昭和49年度の予算の規模でございます。ただし、事業
団が成立いたしますのは、昭和49年度がすでに開始された後で
ございますので、承継される事業団の予算は、当該事業団が事業
団成立までに支出した額を差し引いた金額となりますから、以上
申し上げました金額より若干少なくなるということが考えられて
おります。

それからまた、事業の計画といたしましては、まだあまり具体
的にいろいろな事業のことを考えている余裕はございませんで、
むしろ事業団が正式に発足いたしましてから具体的に考えるべき

ものと存じておりますが、国際協力事業団法に基づきまして、海外技術協力事業団、それから海外移住事業団との業務を引き継ぐ、そのほかに、先ほど申し上げました、第21条第1項第3号の中に書いてございます「開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するため、次の業務を行うこと。」となっております。

これは、これらの業務が相互に深い関連を有している点にかんがみて、これらを1つの特殊法人のもとで一体的に実施しようとするものでございまして、これによって、わが国の国際協力に関する事業の効率を一層高め、かつ、従来必ずしも十分でなかった政府の手によります協力と、民間の手によります協力との連携を強化し、また、資金協力と技術協力との間に若干のみぞがあるように感じられてまいりましたのを、一体的の結びつきを確保するということにいたしたいと思っております。

詳しく申しますれば、その中に、以下にイ、ロ、ハと書きましたような、技術協力、それから青年の海外協力活動、それからまた、新規の業務、そのための投融資等々がございます。またさらに、それらのための調査とか技術指導ということがございます。さらにまた移住者の援助、指導というようなこともございます。

以上のような仕事を、この事業団がやりますにあたりまして、

法律の規定上、運営審議会というものが設けられることになって
おります。これは総裁の諮問機関でございます、40人以内の
委員から成る運営審議会が設けられます。委員には、事業団の業
務の適正な運営に必要な学識経験を持たれる方の中から、外務大
臣の認可を得て、総裁が任命するということになっております。

以上が、はなはだ具体性を欠くような形でございますが、国際
協力事業団の今後の事業の目論見書の案でございますので、これ
をおはかりいたしたいと思います。

東郷議長 何か御意見ございますか。御意見がなければ、こ
の目論見書の案につきまして、御承認を得たいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

東郷議長 御異議がなければ、この原案は御承認を得たものと
いたします。

主たる事務所の所在地

東郷議長 次に、会議次第第12番、主たる事務所の所在地の
の件につきまして、御巫事務局長から御説明いたします。

御巫事務局長 先ほど来、法律の中、及び目論書の中で申し上げ
ましたように、事業団の主たる事務所は東京都に置くというこ

とになっております。また、外務大臣の認可を経て、従たる事務所も置くことができるということになっておりますが、具体的に、主たる事務所がどこに置かれるかにつきましては、まだ関係者の間で話し合いを進めておる段階でございますので、最終決定に至っておりませんので、この際どこに置かれるかということを御説明することができないのは、はなはだ申しわけないと存じておるところでございます。

従たる事務所につきましても、同様、最終的な説明がまだできないという状況でございます。

委任状の依頼

東郷議長 次に、会議次第第13、委任状の依頼に移ります。

先ほど御説明のように、事業団の設立に関しまして、設立委員の行なうべき事項が3つございます。その1に、事業団法附則第3条第2項の規定によりまして、政府に対し、出資金の払込みを求めること。次に第2に、同じく同条第3項の規定によりまして、総裁となるべき者に事務の引き継ぎを行なうこと。次に第3に、同じく同法附則第8条2項の規定によりまして、外務大臣及び通商産業大臣に対し、海外貿易開発協会からの承継に関することの

認可を申請すること。この3つがございしますが、この設立事務を円滑に処理するため、これらの事項につきまして、各委員の御権限を委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

東郷議長 なければ、お手元の委任状に、お手数ながら、氏名を御記入、御捺印の上、お帰りの際、受付にお渡し願いたいと存じます。

なお、代理出席の方は、委任状をお持ち帰りの上、後刻御巫事務局長あてにお届けくださるよう、お願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

次回会議の開催日時

東郷議長 では次に、会議次第第14、次回の開催日でございますけれども、先ほど説明があったとおり、7月25日の木曜日に行ないたいと思います。いずれ、時間、会議次第等は文書で御案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。

閉 会

東郷議長 以上で、予定いたしました会議次第は終了いたしましたが、何かこの際御発言があればどうぞお願いいたします。何も無いようでございますから、これをもって閉会といたします。どうも御多忙中のところ、長時間、ありがとうございました。

午前 11 時 45 分閉会

